

銚田市生活者及び事業者支援のための水道基本料金等の減免に関する要綱

令和8年5月29日

水道事業告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)を活用し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の経済的な負担を幅広く軽減することを目的に、銚田市水道事業給水条例(平成17年10月11日銚田市条例第136号。以下「条例」という。)第35条の規定に基づき水道基本料金等を減免することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「水道基本料金等」とは、条例第26条別表第1中1 水道料金及び3 水道メーター使用料に規定する基本料金及び水道メーター使用料との合計に消費税を加えた額をいう。

(減免の対象)

第3条 水道基本料金等の減免の対象となる者は、市の水道を利用している全世帯及び事業者(地方公共団体及び国が使用している施設を除く。)とする。

(減免の期間)

第4条 水道基本料金等の減免の期間は、令和8年6月使用分から8月使用分までとする。

(免除の申請)

第5条 この要綱に定める水道基本料金等の減免は、申請を要しないものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。